

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る改修業務
履 行 場 所	広島市中区中島町1番6号 長崎市平野町7番8号
契 約 期 間	令和4年 月 日 ~ 令和5年3月31日
履 行 期 間	令和4年 月 日 ~ 令和5年3月31日
実施報告書提出期限	役務の提供後10日目に当たる日までに所定の様式により提出するものとする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。
検査完了期日(期限)	発注者による検査完了期日(期限)は、業務が完了した日から起算して20日目(ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日)とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。
委 託 契 約 金 額	〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円) 支払内訳 公益財団法人広島平和文化センター 円 公益財団法人長崎平和推進協会 円
請 求 期 限	検査完了後10日目
支 払 期 日 ( 期 限 )	役務の提供が終了した日から起算して60日目に当たる日とする。 ただし、発注者の業務の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
支 払 方 法	口座振込により支払う。 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。 なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。
契 約 保 証 金	要(契約金額の100分の10以上)
その他の契約事項	公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款のとおり
特 約 条 項	無
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書3通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 広島市中区中島町1番2号  
公益財団法人広島平和文化センター  
理事長 小泉 崇

長崎市平野町7番8号  
公益財団法人長崎平和推進協会  
理事長 調 漸

受注者